

付加給付について

付加給付とは、病気やケガ等をした場合の医療費に対する給付や出産手当金等、健康保険法で定められている法定給付に上乗せして行うことができる給付のことで、健康保険組合の事業における大きなメリットのひとつです。

付加給付の種類

被保険者 (本人)	被扶養者 (家族)
一部負担還元金 医療機関別、診療月別で1件ごとに、自己負担金(高額療養費・食事療養費を除く)20,000円を控除した額を支給します。1,000円未満不支給、100円未満切捨て	家族療養費付加金 一部負担還元金と同じ
訪問看護療養費付加金 一部負担還元金と同じ	家族訪問看護療養費付加金 一部負担還元金と同じ
合算高額療養費付加金 合算高額療養費の自己負担額から、支給対象となった請求書1件ごとに20,000円を控除した額を支給します。1,000円未満不支給、100円未満切捨て	
出産育児一時金付加金 妊娠4か月以上で出産したときに1児につき26,000円を支給します。	家族出産育児一時金付加金 妊娠4か月以上で出産したときに1児につき16,000円を支給します。
埋葬料付加金 20,000円を支給します。	家族埋葬料付加金 10,000円を支給します。

付加給付の

Q & A

Q

40歳の被保険者です。10月にケガで医療機関に入院をしました。その後、同じ月に通院しながら治療を受け、処方せんによる投薬を薬局で受けましたが、付加金の払い戻しを受けるには申請の必要はありますか？ また、付加金の支給額は、同じ医療機関なので入院と通院と薬局の支払い額を合計して計算するのでしょうか？

A

付加金の支給額につきましては、診療報酬明細書(以下「レセプト」という)に基づき計算しますので、申請の必要はありません。また、医療機関は、入院、入院外のレセプトを月単位で作成し、薬局は、処方せんの発行元の医療機関ごとに分けてレセプトを月単位で作成して、保険者へ請求しますので、同じ医療機関であっても、入院と入院外を合計して計算することはありますが、薬局が作成するレセプトについては、処方せんの発行元の医療機関のレセプトと合算して付加金の支給額を計算します。

Q

受診後どれくらいで付加金は支給されるのですか？

A

レセプトは、審査支払機関を経由した後に当組合に到着し、当組合は資格の確認や審査等を行いますので、最短で3か月後の支給となります。なお、支給については、事業所指定

Q

の口座に取りまとめてお振込みしておりますが、任意継続被保険者については、個人口座にお振込みしております。

Q

医療機関等で被保険者証と子ども医療費受給資格者証を提示して受診したところ、医療費の支払いはありませんでしたが、付加金の支給はありますか？

A

地方自治体では、対象年齢に応じて子ども医療費の助成を行っている場合があり、医療費の一部負担額の支払いを必要としない現物給付と、一旦、医療費の一部負担額を支払い、地方自治体へ請求した後に支払い分が返還される償還払いがあります。

Q

直接支払制度を利用して出産育児一時金を医療機関が受領代理する場合は、出産育児一時金付加金も受領代理に含まれますか？

A

直接支払制度を利用した場合、医療機関は出産育児一時金のみ受領代理することになるため、出産育児一時金付加金は被保険者に支給されます。